

宿泊約款

(本契約の適用)

- 第1条 当館の締結する宿泊契約およびこれに関連する契約はこの約款の定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については法令又は習慣によるものとし、
- 2.当館は前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨、法令及び習慣に反しない範囲で特約に応ずることができます。

(宿泊引き受けの拒絶)

- 第2条 当館は次の場合には宿泊の引き受けをお断りすることがあります。
- (1) 宿泊の申込がこの約款によらないものであるとき。
 - (2) 満室により客室の余裕がないとき。
 - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき。
 - (4) 宿泊しようとする者が伝染病である恐れが認められるとき。
 - (5) 宿泊に関し特別な負担を求められるとき。
 - (6) 天災、施設の故障その他やむを得ない理由により宿泊させることができないとき。
 - (7) 北海道（旅館業法施工）条例第11条の規定する場合に該当するとき。

(氏名等の明告)

- 第3条 当館は宿泊日に先立つ宿泊の申込（以下「宿泊予約の申込」という。）をお引き受けした場合には、期限を定めてその宿泊の予約の申込者に対して次の事項の明告を求めることがあります。
- (1) 宿泊者の氏名、性別、国籍及び職業
 - (2) その他当館が必要と認めた事項

(予約金)

- 第4条 当館は宿泊予約の申込をお引き受けした場合には期限を定めて、宿泊期間（宿泊期間が3日を超える場合は3日間）の宿泊料金を限度とする予約金の支払いを求めることがあります。
- 2.前項の予約金は、次条の定める場合に該当するときは同条の違約金に充当し残額があれば返金します。

(予約の解除)

- 第5条 当館は宿泊予約の申込者が、宿泊予約の全部又は一部を解除した場合、次に掲げるところにより違約金を申し受けます。ただし団体客（ペイニングメンバー15名以上のものをいう。以下同じ）の一部について宿泊予約の解除があった場合には、10日前の日（その日より後に当館が宿泊予約の申込を引き受けした場合には、その引き受けした日）における宿泊予約の人数の10%にあたる人数（端数が

出た場合は切り上げる。)については、この限りではありません。

- (1) 一般客
 - イ) 4日～7日前 宿泊料金の20%
 - ロ) 2日～3日前 宿泊料金の50%
 - ハ) 1日前 宿泊料金の80%
 - ニ) 当日・不泊 宿泊料金の100%
- (2) 団体客
 - イ) 4日～9日前 宿泊料金の20%
 - ロ) 2日～3日前 宿泊料金の50%
 - ハ) 1日前 宿泊料金の80%
 - ニ) 当日・不泊 宿泊料金の100%
- (3) 仮予約

仮予約期間は2週間としその後は(1)一般客と同じとする。

2.当館は宿泊者が連絡しないで宿泊日当日午後8時(あらかじめ予定到着時刻の明示がされている場合はその時刻2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊予約は申込者により解除されたものとみなし処理することがあります。

3.前項の規定により解除されたものとみなした場合において宿泊者が、その連絡をしないで到着しなかったことが列車、航空機等公共の運輸機関の不着又は遅延その他宿泊者の責に帰さない理由によるものであることを証明した時は第1項の違約金はいただきません。

第6条 当館は他に定める場合を除くほか次の場合には、宿泊予約を解除することができます。

- (1) 第2条第3号から第7号までに該当することになったとき。
- (2) 第3条第1号の事項の明告を求めた場合において期限までにそれらの事項が明告されなかったとき。
- (3) 第4条第1号の予約金の支払いを請求した場合において、期限までにその支払いがないとき。

2.当館は前項の規定により宿泊予約を解除した時は、その予約についてすでに収受した予約金があれば返還します。

(宿泊の登録)

第7条 宿泊者は宿泊日当日当館のフロントデスクにおいて次の事項を当館に登録してください。

- (1) 第3条第1号の事項
- (2) 外国人にあたっては旅券番号、日本上陸地及び上陸年月日。
- (3) 出発日及び時刻
- (4) その他当館が必要と認めた事項

(チェックアウトタイム)

第8条 宿泊者が当館の客室をおあけいただく時刻(チェックアウトタイム)は午前10時とします。

2.当館は前項の規定に関わらずチェックアウトタイムを超えて客室の使用に応ずる場合があります。

この場合においてはお一人様1時間増毎に1,000円の追加料金を申し受けております。

(料金の支払い)

第9条 料金の支払いは、通貨又は当館が認めた旅行小切手若しくはクーポン券により宿泊者の出発の際、又は当館が請求した時当館のフロントデスクにおいて行っていただきます。

2.宿泊者が客室の使用を開始したのち任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。

(利用規則の遵守)

第10条 宿泊者は当館内において当館が定めて当館内に掲示した利用規則にしたがっていただきます。

(宿泊継続の拒否)

第11条 当館はお引き受けした宿泊期間中といえども次の場合には宿泊の継続をお断りすることがあります。

(1) 第2条第3号から第7号までに該当することになったとき。

(2) 前項の利用規則に従わないとき。

(宿泊者の責任)

第12条 当館の宿泊に関する責任は宿泊者が当館のフロントデスクにおいて宿泊登録を行ったとき、又は客室に入った時のいずれか早いときに始まり、宿泊者が出発するため客室をあけた時に終わります。

2.当館の責に帰すべき理由により宿泊者に客室の提供ができなくなったとき、天災その他の理由により困難な場合を除きその宿泊者に同一の又は類似の条件による他の宿泊施設を斡旋します。この場合には客室提供が継続できなくなった日の宿泊料金を含むその後の宿泊料金はいただきません。

(客室清掃の実施方法)

第13条 当館の客室清掃に関してご連泊場合、簡易清掃(タオル・アメニティの交換、ゴミの回収)とさせていただきます。ただし長期ご滞在の場合は4泊目に通常清掃を行います。清掃実施日がお客様の都合に合わない場合は実施日を変更する場合がございます。

2.宿泊者が毎日通常清掃を希望した場合1回につき別途500円ご請求させていただきます。4泊目の通常清掃についても請求対象となります。

利用規則

ホテルの公共性と安全性を維持するため、当館をご利用のお客様には
宿泊約款第 11 条に基づき、下記の規則をお守りいただくことになっております。

この規則をお守りいただけないときは、宿泊約款第 12 条により
宿泊のご継続をお断りさせていただきます。

1. 廊下及び客室内で暖房用、炊事用、プレス用など火器及びアイロンなどをご使用にならないこと。
2. 指定された場所以外や寝具などの火災の原因となりうる場所での喫煙をなさらないこと。
3. 高声放歌や喧騒な行為その他人に嫌悪感を与えたり迷惑をかけたりなさらないこと。
4. 廊下及び各室内に次のような物を落ち込まないこと。
 - イ) 動物、鳥類（盲導犬を除く）
 - ロ) 著しく悪臭を発するもの
 - ハ) 著しく多量な物品
 - ニ) 火薬や揮発油など発火あるいは放火しやすいもの
 - ホ) 適法に所持を許可されていない銃砲、刀剣類
5. 廊下及び客室内で賭博および風紀を乱すような行為をなさらないこと
6. 深夜の外来者を客室内に引き入れたり客室内の諸設備、諸物品などを使用させないこと。
7. 廊下及び客室内の諸設備、諸物品を使用用途以外の使用をしないこと。
8. 客室内の諸物品を当館の外へ持ち出したり当館内の他の場所に移動したりしないこと。
9. 当館の建築物や諸設備に異物を取り付けたり現状変更するような加工をなさらないこと。
10. 当館の外観を損なうような品物を窓にかけないこと。
11. 窓から品物をお投げにならないこと。
12. 当館内でほかのお客様に広告物を配布するような行為をなさらないこと。
13. 廊下やロビーなどに靴やその他の所持品を放置なさらないこと。
14. ご宿泊日数を変更なさる場合は前もってフロントスタッフにご連絡すること。
15. ご宿泊日数を延長される場合はそれまでのお勘定をお支払い下さること。
16. お預かりのお洗濯物やお忘れ物の保管はご出発後 6 ヶ月までとさせていただきます。
17. お忘れ物の飲食物は食品衛生上、即日廃棄とさせていただきます。